

## 第 16 回杉並区清掃審議会 記録

日 時	平成 14 年 6 月 25 日 (火) 午前 10 時 01 分から 12 時 02 分まで	
場 所	杉並区立産業商工会館 講堂	
出席者	委員	藤井会長、前田委員、石川委員、金委員、花形委員、大橋委員、小澤委員、 小池委員、内藤委員、本橋委員、松原委員、くれまつ委員、小川委員、とかしき委員  (14 名)
	事務局	環境清掃部長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、東清掃事務所長、西清掃事務所長、 清掃事業所長、清掃管理課清掃計画係長、清掃計画係主査、清掃計画係主事
傍聴者数	0 名	
資料	事前	・ 第 15 回杉並区清掃審議会記録 ・ 最終答申 (案)
	当日	・ 杉並区清掃審議会最終答申策定にあたって 最終答申策定の経緯と骨子 ・ 参考資料
議 題	< 審議事項 >  最終答申 (案) について	
発言要旨	別紙のとおり	

## 第 16 回杉並区清掃審議会 発言要旨

発 言 者	発 言 内 容
会 長	開会する。 (午前 10 時 01 分)
清 掃 管 理 課 長	審議に先立ち、大石委員の後任で、新たに杉並区立小学校 PTA 連合協議会より推薦をいただいた金委員に対し、委嘱状を交付する。
会 長	資料「杉並区清掃審議会最終答申策定にあたって」について説明する。次回を含めて 25 回を数える審議を重ね、最終答申に至るまでの経緯と、答申の骨子についてまとめたものであり、最終答申のまえがき部分にあたる。区の廃棄物をめぐる環境は大きく変容しており、多くの不確実要因を考慮する必要があるなかで、審議会としては杉並独自の方向性について議論してきた。今回の最終答申に盛り込まれた骨子が、今後の都市部における新しい廃棄物管理のありかたを追求していくうえで十分に反映されるよう結んでいる。事前送付資料「最終答申(案)」とあわせてご意見願う。
委 員	「策定にあたって」P2の 20 行目「できる限り小さな規模」について。今後一部事務組合がどのようになるのか、ごみ量がどうなるのかを含めて不確実な要素が多いなかで、あえて杉並清掃工場の規模の問題に触れる必要はないと考える。答申(案)P10「(3) 地域処理の可能性」と関連して、他区との広域的な連携を考慮に入れた場合、「小さな」とすると逆に制約を持たせることになるのではないかと。現在夜間収集モデル事業が実施されているが、将来的に本格導入となれば、それに伴い工場に関する和解条項を見直す可能性はある。
会 長	指摘部分の表現は修正するが、他区との連携が必要になれば柔軟に対応していく旨は触れておく必要がある。
委 員	答申が一般区民の目に触れることを前提とするなら、全体的に読みやすく形式を整理する必要がある。
環 境 清 掃 部 長	今週中に杉並中継所に関する国の公害等調整委員会の裁定が出るが、裁定結果にかかわらず中継所は廃止するというのが区の方針である。中継所は清掃工場と異なり、都市計画施設ではない。また、用途変更にあたっては都との協議が必要である。今回の答申の内容については、答申が出た後に、練馬や中野といった周辺区、都に対して説明をする

<p>委員 会長</p>	<p>ことになる。答申(案)P2「杉並中継所の完全撤去」という表現についてご議論願う。 区民への分かりやすさを考慮すれば、「完全撤去」という表現が明快である。 「プラスチック等不燃ごみの積替え」を行っている現中継所を廃止することが「完全撤去」の意味であり、表現としても「完全撤去」としたい。</p>
<p>委員 会長 委員</p>	<p>答申(案)P4の5行目「中間処理施設」とは、選別・圧縮・保管施設と捉えてよい か。 答申(案)P9の9行目「協力を集い」は「募り」が適切である。 はご指摘のとおりである。 答申(案)には「リサイクル」という表現が随所に出てくるが、リユースについても 触れるべきではないか。 答申(案)P4「(3)可燃ごみの減量化の徹底とごみ処理 施設のあり方」では主としてプラスチックについて触れているが、本来の可燃ごみのリ サイクルについて加筆する必要があるのではないか。 答申(案)P7「ごみ減量化推 進のための主導的な事業の創出」について。誰がどのように行うのか、区民に分かりや すく表現を修正すべきである。 答申(案)P11「(2)プラスチックの処理方法の見 直し時期(焼却による熱利用)」について、熱利用が第一の目的であるかのように誤解 を生じない表現に改める必要がある。</p>
<p>会長 環境清掃部長 委員 委員</p>	<p>について。この審議会ではリユース等個々の政策については深く議論してこなかった が、答申の中に注をつけ、この答申でいう「リサイクル」はリユースを含む旨表示する。 について。生ごみのリサイクルを今後どのように進めていくかが大きな問題である。 について。「可燃ごみ」とせず「焼却ごみ」とするのが適切である。 専門的な立場からすれば、事業系の生ごみと家庭系のそれとを分けて考えるべきであ る。食品産業から排出されるものはコンポスト化してリサイクルできる可能性がある。 ただし容易ではない。一方、都市部の一般家庭系生ごみについては、大規模に集めて、 コンポストにより農地で利用することは不可能である。乾電池がわずか一つでも混じれ ば生産品に影響する可能性がある。消費者は食に絶対の安全性を要求する。諸外国のよ うに、木や花といった食品以外のものには利用できる可能性がある。区全域ではなく、 ごく限られた地域で導入するのであれば別である。さらに、コンポスト化したものは肥 料といえるほどのものではなく、土壌改良剤程度のものに過ぎない。なお、生ごみの処</p>

	<p>理についていくつか選択肢がある中で、杉並清掃工場を利用したメタン発酵の方法がある。焼却ごみを半分にする効果があり、それを焼却して埋め立てる。最も現状に適していると考え、コストは計算する必要がある。諸外国でも技術化されている。分別についても、コンポストを前提にしなければそれほど気にする必要はない。ただし都市から出る家庭系ごみは窒素が不足する可能性があり、その点が検討課題である。</p>
<p>会 長</p>	<p>については表現を修正する。</p>
<p>委 員</p>	<p>答申(案)の構成は、目次1から5が現行一般廃棄物処理基本計画の見直しについての具体的な提言であり、6は新計画を策定するうえで行政が将来へ向けて検討していくべき事項を整理したものである。</p>
<p>環 境 清 掃 部 長</p>	<p>現在23区全体で工場用地の取得を検討中であるが、地域処理と自区内処理との関係については、23区としての結論が出ていないのが現状である。</p>
<p>会 長</p>	<p>次回は7月5日の開催を予定している。最終答申(案)に関する実質審議は本日で終了し、次回に審議会として諮問事項に対する答申をする。 会議を閉じる。</p> <p style="text-align: right;">(午前12時02分)</p>